

令和5年 熊本県特定最低賃金（輸送用機器製造）に関する
使用者側委員の基本的見解

令和5年9月26日

先月8月に答申された熊本県の地域別最低賃金は、一昨年のプラス28円、昨年のプラス32円をも更に上回る、プラス45円となり898円となりました。中央賃金審議会が示した目安額であるプラス39円を6円も上回りました。この3年間で一挙に105円の引き上げ額になっています。当然この数字は、ここ最近の急激な物価上昇や地域間格差の是正を考慮し決定されたものです。

先日財務省が発表した7月～9月の大企業における景況感予測調査が示す景況判断指数（BSI）は、特に「自動車・同付属品製造業」がプラス23.7と大きく上昇し、4月～6月期の調査からプラス幅が拡大したそうです。九州財務局のBSI調査でも、製造業全体ではマイナスではあるものの、自動車・同付属品製造で増産の動きが見られ、2四半期連続で改善されているとの事です。しかし、一方では、人材確保に向けた人件費の高騰が企業収益を圧迫しているとの声も、製造業・非製造業を問わず高まっています。

日銀によると8月の企業物価指数は前月からはわずかに減り、3.2%の上昇だったそうですが、今後も電気・都市ガスなどの動向次第では予断を許しません。また、同じく8月の生鮮食品を除く消費者物価指数は、全国では先月と変わらず前年同月比3.1%の上昇、熊本市においては3.4%の上昇でした。企業物価も消費者物価も一時期に比べると少し落ち着いた感はありますが、依然として高止まり状態が続いている状況です。

そのような中で、賃金の引き上げは企業に於ける雇用問題の解決、生産性の向上、ひいては収益の向上を目指すうえで必要なファクターです。当然「最低賃金」にもかかわってくる問題です。我々使用者側としましては毎回申し上げている通り、その引き上げに異論はありません。しかし、これもまた毎回申し上げている通り、その引き上げ額には十分な議論と相互理解が必要です。

そこで働く方々の生活も考えなければいけません。事業者の支払い能力にも差があります。引き上げたくても引き上げられない事業者がいることも事実です。何処を基準にして、どの程度が妥当なのかを考える必要があります。

「価格転嫁」の問題に関しましては、後ほどほかの使用者委員からも説明があると思いますが、下請けになればなるほど転嫁がうまくいっていないという事業所が多いと聞きます。原材料費やエネルギー費、輸送費などに加えて、人件費の価格上乗せが難航している企業はかなり多いとの事です。昨日の新聞報道で、帝国データバンク熊本支社の調べによると、コスト上昇分を多少なりとも転嫁できている企業は熊本県内で113社回答のうち64.6%で、全国平均を9.9ポイ

ント下回り、全国ワーストで、転嫁率も 35.7%でワースト 2 位だったとの事です。残りの 64.3%は企業が負担している事になります。全く転嫁できていない企業も 19.5%あったそうです。

我々がこれから協議する「輸送用機器製造」における産業別の最低賃金にしまして、他の産業との優位性を保つためにも必要だという事は理解したいと思えます。

しかしできれば、関連する小さな下請け事業所の状況もしっかりご理解いただき、これからの話し合いができればと思っています。

先ほども申し上げた通り、我々もできる限り引き上げたい、要望に応じたい、という気持ちではありますが、冒頭に出しました地域別最低賃金の目安プラス 6 円の 45 円引き上げには、使用者委員一致で反対を表明しましたことは、すでに労側の皆さんもお聞き及びだと思えます。

できれば、労使がある程度納得できるラインで合意できることを願います。

以上